## 浦安市選挙管理委員会告示第39号

浦安市公職選挙法令執行規程(昭和56年選挙管理委員会規程第3号)の一部を次のように改正する。

令和3年6月1日

浦安市選挙管理委員会委員長 宮 下 喜久子

第3条中「選挙事務所設置(異動)届出書」を「選挙事務所届出書」に改める。

第10条の3第4項中「記入し、その印を押して」を「記入して」に改める。 第39条第3項中「、押印の上」を削る。

第40条第3項中「、押印の上」を削り、「(記載内容が異なるポスターがある場合においては、それぞれ1枚)」の次に「及び当該検印を受けようとするポスター」を加える。

第40条第4項中「受領印を徴する」を「記録する」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

## 選举事務所届出書

選				挙		年	月		日執行	浦安市		選挙
届	出	0)	種	類	1	設置		2	異動	3	廃止	
候	補	者	氏	名								
選	挙 事	務所	所 在	地								
電				話		(		)				
連	絡 責	任	者 氏	名								
異	動した	場合の	旧所在	E地								
事	由 発	生生	年 月	日		年	,	月	日			

上記のとおり選挙事務所について届け出ます。

年 月 日

選举事務所設置者氏名

(宛先) 浦安市選挙管理委員会委員長

上記について承諾しました。										
年 月 日										
	候補者氏名									
推薦届出者	様									

- 注意 1 推薦届出者が設置等した場合は、候補者の承諾を得た旨を記載し、推薦届出者が数人あるときは、公職選挙法施行令第108条第2項(第3項)の規定によりその代表者であることを証明する書面を添付すること。
  - 2 選挙事務所を移転した場合は、「選挙事務所所在地」欄に移転先の所在地を記入し、「異動した場合の旧所在地」欄に旧所在地を記入すること。
  - 3 選挙事務所を廃止した場合は、「選挙事務所所在地」欄に廃止した事務所の 所在地を記入すること。
  - 4 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名若しくは記名押印がある場合はこの限りではない。

別記第8号様式中「浦安市選挙管理委員会委員長 様」を「(宛先) 浦安市選挙管理委員会委員長」に改め、「印」を削り、同様式の備考の3の

次に次のように加える。

4 候補者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、 その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理 人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名 又は記名押印がある場合はこの限りではない。

別記第8号様式の3中「お届けします」を「届け出ます」に、「浦安市選挙管理委員会委員長 様」を「(宛先)浦安市選挙管理委員会委員長」に改め、「印」を削り、同様式の備考の1中「添付する」を「添付すること」に改め、備考の2の次に次のように加える。

3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、 その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理 人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名 又は記名押印がある場合はこの限りではない。

別記第8号様式の4中「候補者氏名 即」を「候補者氏名 1 に、「浦安市選挙管理委員会 即」を「浦安市選挙管理委員会 即」に 改める。

別記第10号様式中「浦安市選挙管理委員会委員長 様」を「(宛先) 浦安市選挙管理委員会委員長」に、

```
| 候補者等の氏 名

住 所

(電話

職業

「候補者等の氏名

住所

電話

( )

職業
```

同様式の備考の2中「規定する」の次に「公職の」を加え、備考の2の次に次のように加える。

3 候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、 その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理 人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者等本人の署 名又は記名押印がある場合はこの限りではない。

別記第11号様式中「浦安市選挙管理委員会委員長 様」を「(宛先) 浦安市選挙管理委員会委員長」に、

```
後援団体の名称
                         (印)
 代表者の氏名
                                 を
  主たる事務所の所在地
      (電話
                   )
                             後援団体の名称
      代表者の氏名
                                 に、
 主たる事務所の所在地
            電話
                         )
                                Γ
 1 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類
                         氏 名
                         住 所
                           (電話
                                            を
                          職業
                          公職の種類
 1 推薦し、又は支持する候補者等の氏名、住所、電話、職業及び公職の種類
                          氏名
                          住所
                                 (
                          電話
                                            に、
                          職業
                       公職の種類
```

「候補者等の氏名 即」を「候補者等の氏名」に改め、同様式の備考の2中「規定する」の次に「公職の」を加え、備考の2の次に次の

ように加える。

3 後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名又は記名押印がある場合はこの限りではない。

別記第12号様式中「浦安市選挙管理委員会委員長 様」を「(宛先) 浦安市選挙管理委員会委員長」に改め、「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者等又は後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認 書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が申請する場合にあつては委 任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行う こと。ただし、候補者等又は後援団体の代表者本人の署名若しくは記名押 印がある場合はこの限りではない。

別記第13号様式中「浦安市選挙管理委員会委員長 様」を「(宛先) 浦安市選挙管理委員会委員長」に改め、「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者等又は後援団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認 書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が申請する場合にあつては委 任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行う こと。ただし、候補者等又は後援団体の代表者本人の署名若しくは記名押 印がある場合はこの限りではない。

別記第14号様式中「浦安市選挙管理委員会委員長 様」を「(宛先) 浦安市選挙管理委員会委員長」に改め、「印」を削り、「届けます」を「届 け出ます」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者等又は後援団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認 書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委 任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行う こと。ただし、候補者等又は後援団体の代表者本人の署名若しくは記名押 印がある場合はこの限りではない。

別記第25号様式及び第26号様式中「浦安市選挙管理委員会委員長

様」を「(宛先)浦安市選挙管理委員会委員長」に改め、「印」を削る。

別記第30号様式中「印」を削り、「浦安市選挙管理委員会委員長様」を「(宛先)浦安市選挙管理委員会委員長」に改め、同様式の出納責任者届出上の注意事項の4の次に次のように加える

5 公職の候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は推薦届出者本人の署名若しくは記名押印がある場合はこの限りではない。

別記第32号様式中「浦安市選挙管理委員会委員長 様」を「(宛先) 浦安市選挙管理委員会委員長」に改め、「印」を削り、同様式の備考を次のように改める。

## 備考

- 1 ※印の欄は、終了届のときのみ記入すること。
- 2 職務代行者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出 を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該 代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、職務代行者本 人の署名又は記名押印がある場合はこの限りではない。

別記第33号様式中「浦安市選挙管理委員会委員長 様」を「(宛先) 浦安市選挙管理委員会委員長」に改め、「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 請求者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、 その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理 人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、請求者本人の署名 又は記名押印がある場合はこの限りではない。

別記第34号様式中「浦安市長選挙における本政党(又は何会、何連盟党)の所属候補者(支援候補者)は、次のとおりであります」を「年月日執行の浦安市長選挙における本政治団体(会、連盟等)の所属候補者(支援候補者)は、次のとおりです」に、

政党その他政治団体名 事務所 を **印** 代表者 政治団体名 事務所所在地 に、 電 ( ) 話 代表者氏名 「浦安市選挙管理委員会委員長 様」を「(宛先)浦安市選挙管理委員 会委員長」に改め、 「1 所属候補者(支援候補者)数 1人( 年 月 日現在)」 を削り、 1 所属候補者(支援候補者)氏名等 候 補 者 氏 名 立候補届出年月 番号 を 所属候補者(支援候補者)氏名 立候補届出年月日

に改め、同様式の注意書を次のように改める。

- (注) 1 所属候補者については、立候補の届出の際所属党派証明書を提出した者に限られる。
  - 2 支援候補者については、当該政治団体の支援候補者とされることに ついての同意書を添えることが必要である。
  - 3 所属候補者(支援候補者)氏名の欄には戸籍名を記載し、選挙長が 認定した通称がある場合は当該通称を戸籍名の下に( )書きするこ

ے ح

4 政治団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名又は記名押印がある場合はこの限りではない。

別記第36号様式中「浦安市選挙管理委員会委員長 様」を「(宛先) 浦安市選挙管理委員会委員長」に、「政党その他の政治団体名」を「政治団体名」に、「事務所の所在地」を「事務所所在地」に改め、「印」を削り、「お届けします」を「届け出ます」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名又は記名押印がある場合はこの限りではない。

別記第39号様式中「政党その他の政治団体名」を「政治団体名」に、「代表者氏名 即」を「代表者氏名」に改め、同様式の備考中「政党その他の政治団体」を「政治団体」に改める。

別記第42号様式中「政党その他の政治団体名」を「政治団体名」に、「代表 者氏名 印」を「代表者氏名」に、受験申請者欄の

「氏名 印 を 署名又は押印 に改め、同様式に備考及 」 び注意書として次のように加える。

備考 「第 号」欄には、政治団体の確認書の番号を記載するものとする。 注意

- 1 政治活動用ポスターの検印を受けようとするときは、必ずこの検印票を 提示してください。
- 2 法定枚数の検印を受けたときは、この票は、当委員会に返してください。 別記第43号様式中「政党その他の政治団体名」を「政治団体名」に改め、受 領者印欄を削る。

第45号様式中「お届けします」を「届け出ます」に、「浦安市選挙管理委員会委員長 様」を「(宛先)浦安市選挙管理委員会委員長」に、「政党その他の政治団体名」を「政治団体名」に、「所在地」を「事務所所在地」に改め、「印」を削り、同様式の備考の2の次に次のように加える。

3 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名又は記名押印がある場合はこの限りではない。

別記第47号様式中「浦安市選挙管理委員会委員長 様」を「(宛先) 浦安市選挙管理委員会委員長」に、「政党その他の政治団体名」を「政治団体名」に、「事務所の所在地」を「事務所所在地」に改め、「印」を削り、「お届けします」を「届け出ます」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名又は記名押印がある場合はこの限りではない。

## 附則

この告示は、公示の日から施行する。